

令和 5 年 9 月

事業主・組合員の皆様へ

〒062-0931

札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12

北海道薬剤師国民健康保険組合

TEL. 011-812-1161

FAX.011-812-1162

令和 5 年度 保険料確定について

初秋の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より組合事業運営に対しましてご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

8 月 19 日に開催された令和5年度第4回理事会において今年度、医療分所得割料率を現行通り **1,000 分の 70** とすることと決定いたしました。

令和4年度は超高額医療費の出現により単年度収支で赤字決算となりました。しかしこの医療費に対する国庫補助金や高額共同事業交付金は令和5年度の収入となる予定です。令和4年度はマイナス決算でしたが、令和5年度の医療分所得割料率は変更せずに現行通りといたしましたのでよろしくお願い申し上げます。令和5年度保険料確定のお知らせを同封いたします。ご不明な点等がございましたらお手数をお掛けいたしますがご連絡をお願いいたします。

【医療分所得割料率】

現 行	改 正
1,000分の70	現行どおり

料率に変更はありませんが、等級に変更があった場合は、4～9 月分までの差額分を10月以降の保険料から反映することになります。

～40歳以上の皆様へ！！～

4/1 時点で組合に加入している40歳以上の方は、特定健診受診対象者となっております。対象者の方には組合から特定健診の受診券を送りしておりますが、国から示されている目標値は70%で組合での特定健診の受診率は 40%弱と目標値には程遠い結果となっております。

受診率が高いと保険者インセンティブとして国から補助金が支給されます。健診料のご負担もありませんのでぜひ受診して頂きたくお願い申し上げます。補助金が支給されれば、将来保険料の値下げに繋がることもありますのでご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします！！